

平成27年度 独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画に関する取組状況及び評価等

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容	取組効果	実施において明らかとなった課題等	評価	今後の対応
<p>1. 重点的に取り組む分野 (1) 企画競争による場合の事前審査の徹底 「競争性のある随意契約」に区分される企画競争は、複数の事業者から業務に関する提案を受けることで競争性を確保する契約であるが、価格による競争の要素が含まれない随意契約であることから、この調達方法を探ろうとする案件について、事前に適正契約検証チーム(総括責任者は理事(経理担当))により、それが真に適切かつやむを得ないといえるか検証を実施する。</p> <p>【適正契約検証チームによる検証実施件数】</p>	<p>・適正契約検証チームにおいて、企画競争案件12件全てを検証し、審査を実施した。 うち、5件については、本計画策定前に企画競争を実施済であったが、事後に検証を実施した。</p>	<p>・適正契約検証チームで検証を実施することで、企画競争によることの適切性についての十分な検証・審査が行われ、実施担当者がこの調達方法を探ろうとすることの説明責任を再認識し、規律性が保たれた。 ・検証を実施の結果、真にやむを得ない案件を除き、6件が翌年度以降に一般競争入札への移行が可能となった。</p>	<p>特になし</p>	<p>・適正契約検証チームによる検証を企画競争案件12件全て実施したことから、計画に記載した内容を達成した。</p>	<p>・引き続き重点分野として実施する。</p>
<p>(2) 一者応札の見直し 一者応札の解消については、「1者応札・1者応募に係る改善方策について」を定め複数の競争参加となるよう積極的に取り組んでいるところである。該当案件の中には、地理的要因や、企業側の理由(人員又は技術力の不足等)によりやむを得ず発生してしまうものも一定程度あると考えられ、競争入札が形骸化していると認められる案件もある。よって、競争参加者を増加させる等の改善策を講じたにも関わらず、平成26年度に引き続き、同一事業者による一者応札が継続し、改善が見込めない案件については、決算検査報告に基づく会計検査院の所見を踏まえ、適正契約検証チームによる検証を行った上で、適正な契約方式へ移行する。 ただし、発注者側の取組みにより改善が期待できる部分もあると考えられることから、一般競争入札を実施する場合にあつては、競争参加者を増加させるため、以下の環境改善のための取組について引き続き実施する。 ①仕様書の明確化、発注単位等の見直し、公告時期の前倒し ②申し込したが応札しなかった事業者に対する理由の聴取</p> <p>【適正契約検証チームによる検証実施件数】</p>	<p>・平成26年度に引き続き、同一事業者による一者応札が継続し、改善が見込めない案件はなく、適正契約検証チームによる検証を行う案件はなかった。 ・競争参加者を増加させる取組として以下のことを実施した。 ①事業者が業務内容を理解できるよう、仕様書に記載する内容を具体化した。 また、手続きの早期実施及び公告時期の前倒しを実施することにより、請負者の準備期間の確保並びに履行期間の確保に努めた。 ②申込が複数数であったが、応札者が一者応札となった調達案件については、理由を聴き取り、原因の把握に努めた。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>・平成26年度に引き続き、同一事業者による一者応札が継続し、改善が見込めない案件がなかったため、適正契約検証チームによる検証を行っておらず、評価できない。 ・一者応札の解消に向けた取組として、仕様書の明確化、公告時期の前倒し、請負者の準備・履行期間の確保、申込みが複数あったが応札しなかった事業者に対し、理由を聞き取り、原因の把握を行ったことから、計画に記載した内容を達成した。</p>	<p>・引き続き重点分野として実施する。</p>
<p>(3) 調達グループ(支所)を超えた一括調達 汎用的な物品・役務等の調達においては、スケールメリットの活用や事務の省力化を図る観点から、支所等において少額随意契約を実施しているものについて、取りまとめ一括調達を実施する。 また、調達数量等を拡大した場合の受注可能な事業者、配送場所、取りまとめ支所等の決定、及び経済性のメリット等の事前調査を行い、平成28年度調達に向け、品目等の拡大についても検討する。</p> <p>【一括調達の実施件数】</p>	<p>・これまで調達の一括化の取組を進めているところであり、平成27年度も引き続き調達の一括化を検討し、本部2件(継続)、支所24件(うち継続22件、新規2件)の一括調達を実施した。 ・平成28年度からの一括調達範囲の拡大に向けた検討を実施し、これまで主管支所で個々に調達を行っていた再生紙を本部において一括で行うこととした。</p>	<p>・主に事務用品や再生紙を対象に本部や主管支所でとりまとめ調達を行うことで、コスト面でのスケールメリットや事務の省力化が図られた。</p>	<p>・一括調達を行うにあたっては、調達時期と規模を精査したうえで実施する必要があると認識した。</p>	<p>・これまで実施してきた一括調達を継続したほか、平成27年度では新規に2件の一括調達を実施し、また、平成28年度からの一括調達範囲の拡大に向けた検討の結果、これまで主管支所で個々に調達を行っていた再生紙を本部において一括で行うこととしたことから、計画に記載した内容を達成した。</p>	<p>・引き続き重点分野として実施する。</p>

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容	取組効果	実施において明らかとなった課題等	評価	今後の対応
<p>(4) 障害者就労施設等への優先調達 障害者就労施設等からの物品等の調達については、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針(H25.4.23閣議決定)」に即して定めた調達方針に基づき、積極的に推進する。</p> <p>【障害者就労施設等からの調達件数、金額】</p>	<p>・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律(平成24年6月27日法律第60号)(以下「障害者優先調達推進法」という。)に基づき定めた「平成27年度独立行政法人自動車事故対策機構における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針(平成27年3月10日付)」に基づいて積極的に取組んだ。</p> <p>・障害者優先調達推進法の趣旨を理解し、障害者就労施設等からの物品等の調達を促進するため、調達先の情報収集や調達可能な物品等の検討を行った。</p>	<p>・障害者優先調達推進法の趣旨の理解が深まり、障害者就労施設等への発注機会に向けた積極的な取組みが図られた。</p>	<p>・障害者就労施設等からの物品等の調達を行うにあたっては、納期と相手方の作業に要する期間を考慮しつつ、受注機会の拡大に向けた取組みを推進していく必要がある。</p>	<p>・積極的な取組みにより、調達件数は65件、3,780千円の実績となっており、計画に記載した内容を達成した。</p>	<p>・自動車事故による被害者を支える業務を推進している機構として、障害者優先調達推進法の趣旨を理解し、引き続き重点分野として積極的に取組を実施する。</p>
<p>2. 調達に関するガバナンスの徹底 (1) 随意契約に関する内部統制の確立 新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件については、事前に適正契約検証チームに報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。 ただし、緊急止むを得ないと認められる場合は、事後に報告を行うこととする。</p> <p>【適正契約検証チームによる点検実施件数】</p>	<p>・合規性、公正性及び経済性の観点から、調達の目的を踏まえ、適正な契約方法が選択されているかの検証を行うことを目的として、総括責任者に理事(経理担当)、副総括責任者に経理部長、検証案件を所掌する各部長、メンバーに総務Gマネージャー、会計Gマネージャー、検証案件を所掌する各Gマネージャーで構成する適正契約検証チームを本部に設置し、競争性のない随意契約の新規案件6件全ての点検を実施した。</p>	<p>・適正契約検証チームで検証を実施することで、随意契約によらざるを得ない事由の正当性や仕様内容の整合性を点検することができ、実施担当者がこの契約方式を採ろうとすることの説明責任を再認識し、規律性が保たれた。</p>	<p>特になし</p>	<p>・適正契約検証チームにおいて、競争性のない随意契約の新規案件6件全ての点検を実施したことから、計画に記載した内容を達成した。</p>	<p>・引き続き実施する。</p>
<p>(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組 当法人では、これまで予算の執行及び会計処理の適正を期することを目的として、会計内部監査を定期的実施しており、是正改善の措置が必要と認められた場合には、速やかに監査対象箇所に対して、その措置をとることを要求し徹底した改善に努めることにより、会計規程等の遵守を通じ、不祥事の発生の未然防止を図っている。 会計内部監査については、監査実績等を踏まえ監査員による監査手法の共有化を図り、効果的な会計内部監査を実施する。</p> <p>【会計内部監査の実施件数】</p>	<p>・本部では監査計画(主管支所 2年に1回、支所 3年に1回)に基づき、5主管支所、12支所の会計内部監査を実施した。</p> <p>・各主管支所では管内支所の収入金の現金による収納状況を把握するため、「収入金収納事務チェックリスト」の内容確認を年2回実施し、その結果を本部に報告した。</p> <p>・会計内部監査については、「会計内部監査要領」を定め、統一的な視点で会計内部監査を実施するとともに、平成28年度の効果的な監査実施に向けて、請求書への個人情報を含む書類添付の禁止や同一事業者名の請求書誤送防止のためのリスト化など重点的に実施する監査項目の検討を行った。</p>	<p>・会計処理の一層の適正化を確保し、会計事務担当者に対し、遵守すべき会計規程等を指導することにより、不祥事の発生の未然防止を図った。</p> <p>・会計内部監査の結果、是正改善の措置が必要と認められる事態は見受けられなかったが、事務処理において検討を要する案件は本部に持ち帰り、各主管支所へ文書を出し、統一的な事務処理の共有化を図ることができた。</p>	<p>・会計処理の内部牽制機能が有効に機能していることが不祥事の発生の防止につながる。</p> <p>・そのため会計内部監査では、その有効性を検証するとともに、支所等の会計事務権限者の義務及び責任を常に意識させる必要があり、機会あるごとに繰り返し言い続けることが重要である。</p>	<p>・会計内部監査を5主管支所及び12支所実施した。</p> <p>・監査の実施にあたっては、「会計内部監査要領」を定めて統一的な視点で行った。</p> <p>・また、平成28年度の効果的な監査実施に向けて、重点的に実施する監査項目の検討を行ったことから、計画に記載した内容を達成した。</p>	<p>・引き続き実施する。</p>
<p>(3) 職員のスキルアップ 一層複雑化・専門化している調達業務について、人材の育成が極めて重要であることを踏まえ、会計規程及び会計システムに関するマニュアルを整備したうえで、経理事務担当職員を対象とした研修を実施する。また、会計内部監査を活用し支所職員へ調達等の合理化に係る指導や情報交換を通じて、職員のスキルアップを図り不祥事の未然防止等に努める。</p> <p>【経理事務担当者研修の実施回数】</p>	<p>・会計規程及び会計システムの改定等に応じてマニュアルの整備を行い、本部及び支所等の新たに経理担当となった職員を対象に、経理事務能力を育成するための研修を実施した。また、4月に行われる全国支所長会議や経理担当マネージャー会議で会計事務権限者の義務と責任を示し、再認識を図った。</p> <p>・本部監査員による会計内部監査を17箇所実施し、調達等の合理化に係る指導や情報交換を行い、支所等職員のスキルアップを図った。</p>	<p>・年度初めの4月に研修等を実施することで業務に携わる前に必要な会計関係法令の基礎知識の理解を深めることができた。</p> <p>・また、職員の階層に応じて実施することでそれぞれの役割を認識させることができた。</p> <p>・会計内部監査を通じ、調達等の合理化に係る指導や情報交換を行ったことにより、支所等職員の契約手続きに関する理解度アップを図ることができた。</p>	<p>・調達等合理化のため、研修や会議の開催回数の拡大や当該内容の見直しなどさらなる充実を図っていく必要がある。</p> <p>・一層複雑化・専門化している調達業務に対応するため、経理事務に係る組織の充実を図っていく必要がある。</p>	<p>・経理事務担当者研修を年度初めの4月に1回実施することにより、会計規程の理解を深めることができたことや職員の階層に応じて実施することによりそれぞれの役割を認識させることができた。</p> <p>・また、会計内部監査を活用した指導等により、スキルアップを図ることができたことから、計画に記載した内容を達成した。</p>	<p>・引き続き実施する。</p>